

平成15年4月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第 1号 和歌山県教育庁組織規則の全部を改正する規則について

森総務課長から、機構改革により教育次長を局長に改めたこと、また課の再編等により改正したものである。施行日は平成15年4月1日であると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 2号 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

総務課長から、機構改革に伴い、「教育次長」を「局長」に改め、「教育審議監」、「総括専門監」を削除し、それに伴う号のずれを改めた。施行日は平成15年4月1日であると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 3号 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

総務課長から機構改革に伴い、定例会又は臨時の会議に付議する人事に関する事項中の「教育次長」を「局長」に改め、「教育審議監」、「総括専門監」を削除したと説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 4号 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則について

総務課長から、総務学事課情報公開コーナーで利用される複写機が従来は白黒であったが、平成15年4月1日からカラー複写機を設置することとなったため、白黒の複写機1枚10円に加え、カラー複写機1枚60円を設定するものであると説明があり、委員から、和歌山県の情報公開は全国的に非常に高い評価を得ているが、教育委員会としての懸案事項等はないのかと質問があり、課長から、知事部局と同様に透明性を増すよう行っている。件数

は平成13年度108件、平成14年度81件であると回答があり、報告のとおり承認された。

報 第 5号 公益法人の解散及び残余財産の処分の許可について

総務課長から、社団法人南紀教育振興会の解散許可について、当該法人は昭和47年から高校生のために白浜・田辺間のスクールボートの運航を主な目的として設立されたが、交通事情の変化によりスクールボートでの通学生もなくなり、また財産も少なくなっているため許可したと説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 6号 和歌山県教育委員会映画推薦規則の一部改正について

一山生涯学習課長から、「文部省」を「文部科学省」に改めるとともに、対象別分類や送り仮名等、時代に即した表記にするための改正であると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 7号 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正について

生涯学習課長から、平成15年度から日本育英会が有利子による入学時の一時金を創設したことに伴い、本県の進学助成金の貸与条件からこの奨学金の貸与者を除くため、また各様式について、貸与申請者及び貸与者が記入しやすいように改めたと説明があり、報告のとおり承認された。

報 第 8号 平成15年度学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯加工賃の改定について

山田健康体育課長から、パン加工賃、麺類加工賃については、前年どおり据え置きとなっているが、委託炊飯加工賃については食器食缶方式、弁当箱方式それぞれ1食当たり50銭の値上げをしたと説明があった。委員から値上げの理由について質問があり、課長から、パン加工賃、麺類加工賃については経済情勢等考慮し、据え置きとしたが、食器食缶方式は食缶と同時に食器の貸し出し、また、弁当箱方式では弁当箱の貸し出し等業務内容に衛生管理までを含めているため、年々値上げに対する強い要望があるなかで、

今回は本人負担等も考慮し、最低限の50銭の値上げとなった。松永生涯学習局長から、もともと値段を抑えてきたことに加え、破損、消耗した食器・弁当箱の購入費用も業者負担となっているため今回の値上げとなったと答弁があった。委員から、給食指導に関して、給食と弁当を選択できるようにならないか、また、病院から制限されている場合以外で体調等の関係で食べられない場合は、あまり厳しく指導しないよう要望があり、課長から、給食と弁当を併用しているところはあるが、県としては学校給食の普及に努めている、また、生徒個々の症状や、量の制限については学校で把握しており、栄養職員等が対応していると答弁した。続いて山路小中学校課長が、養護学校の実状を説明したのに対し、委員から、最近は食品アレルギーが非常に多いが、新入生が入学してきたときに事前に調査するのか、またアレルギーに対しては卵のように形を変えてどこにでも入っているような場合はどうするのかと質問があり、小中学校課長から、4月の給食が始まるまでに報告を受けている、生涯学習局長からは、小学校においては、どういった材料で作るか、献立表を事前に配布するとともに保護者との連絡帳で連絡をできるように指導を行っている。個々の生徒にあった食材を用意するわけにはいかないが、その料理を食べないように指導はできていると答弁があった。委員から、学校給食を推進するという立場であるが、給食だけに限らず個々の状況に応じて例外を認めるということも大切である。そういうことも踏まえて給食指導等についても柔軟性を持って対応してほしいと要望があった。委員から県全体の学校給食の総額はどれくらいかと質問があり、健康体育課長から、小学校で約22億円、中学校で約1億6千万円であると答弁し、報告のとおり承認された。

付議事項

議案第 1 号 平成15年度地方教育行政功労者表彰被表彰候補者の推薦（案）
について

総務課長から、標記候補者として3名推薦したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。